

令和5年度 外国語指導助手（ALT）派遣に係る実施要項（小学校）  
福岡県教育庁京築教育事務所

1 目的

- 外国語指導助手（ALT）を小学校に派遣することにより、児童が生きた英語に接する等、体験的な学習をとおして、コミュニケーション能力の基礎を養い、主体的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育てる。
- 外国の生活や文化などに慣れ親しみ、他国の文化を知ることにより、広い視野から国際理解を深める。
- 児童が主体的に英語を話したり聞いたりする言語活動を行うための学級担任の英語力・指導力向上や校内研修の推進に資する。

2 派遣内容等について

(1) **1日の派遣につき4時間程度、授業で活用**することを想定している。

- ※ ALT の 1 日あたりの授業時数は、4 時間が上限の目安とされている。その他の時間は、打合せや準備等の時間とし、ALT の負担に配慮すること。
- ※ ALT が了解している場合は、5 時間以上の授業を行うこともある。（計画段階で 6 時間の授業を予定することは控え、事前に事務所担当に相談する。）

(2) 服務について

- ・ 派遣学校においては、派遣中の ALT の服務について監督するものとする。
- ・ 学校訪問の際は（学校内では）訪問先の校長（教頭）の指示に従うこととする。

(3) 派遣対象について

- ・ 派遣対象学年は、原則として 3 学年から 6 学年とする。
- ・ 教職員の研修にも派遣できるものとする。

(4) 派遣日数について

小学校への派遣日数については以下の規定に基づくものとする。

① 小学校担当の ALT を雇用していない市町を優先して派遣する。市町ごとに、前年度までの実績をもとに、中学校への派遣に影響が出ないよう調整する。

※ 市町雇用の ALT で外国語活動の授業が全て実施できる市町へは原則として派遣しない。（特に複数の ALT を活用したい場合はこの限りではないが、共同で授業を行う ALT や派遣業者等と事前に打合せを行うこと。）

② 各小学校への派遣日数の上限を、原則として年間 20 日（月 1 ~ 2 日程度）とする。（学校規模により調整）

※ ただし、研究指定校には、支援枠として別に割り当てる。

※ 申請が多く、派遣できない場合もありうるので、実際に必要とする日数を記入する。

※ 日数、日程等の調整に関しては、ALT を雇用していない市町（学校組合）教育委員会の中学校を優先して行う。

(5) 事前打合せについて

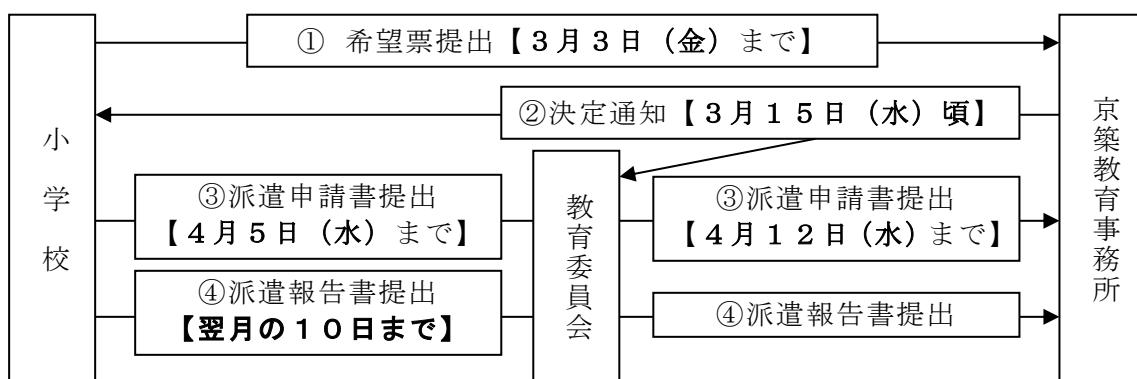
※ 必ず事前打合せを行うこと。

① 派遣する学校においては、必ず事前に ALT との打合せを行うこととする。  
(電話・FAXでの打合せも可)

② ALT の授業準備のため、原則として、打合せ日の前週の月曜日までに指導内容に関する資料（指導案等）を担当指導主事宛に FAX またはメールにて送信するものとする。ただし、ALT 本人と連絡が取れる場合はそれでも構わない。（指導案の様式は事務所 HP に掲載の資料を参考にすること。）

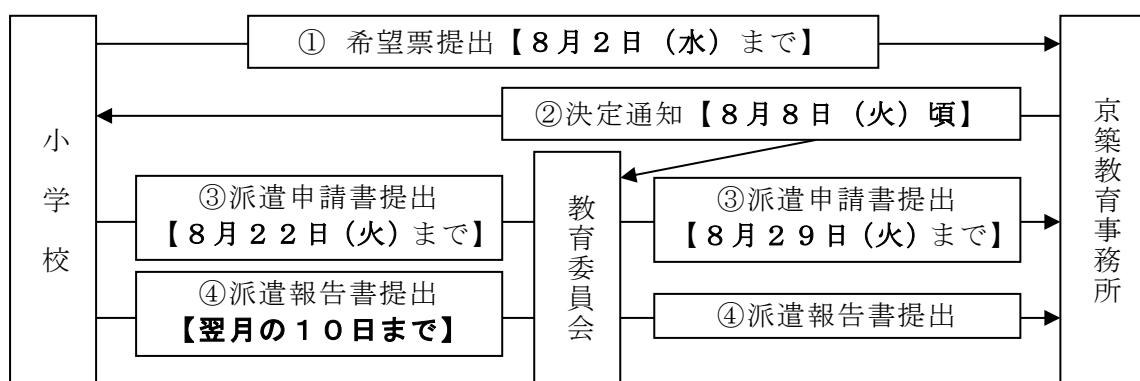
### 3 派遣申請及び報告の手順

<前期（4月～7月）>



※4月12日（水）以前の訪問がある場合は、教育委員会への派遣申請書の提出と合わせて京築教育事務所担当者へも該当部分の計画をお知らせください。

<後期（9月～3月）>



※8月30日（水）以前の訪問がある場合は、教育委員会への派遣申請書の提出と合わせて京築教育事務所担当者へも該当部分の計画をお知らせください。

<派遣申請と決定及び報告について>

- ① 学校は、希望調査（様式1）をFAXにて教育事務所に提出する。

前期締切	後期締切
3月3日（金）	8月2日（水）

※教育事務所は、必要があれば、学校と電話で派遣日の調整を行う。

- ② 教育事務所は、学校に決定通知を正式文書にて行う。

前期発出予定日	後期発出予定日
3月15日（水）	8月8日（火）

- ③ 学校は、決定通知に基づき、派遣申請書（様式2）を、各市町教育委員会を通して、教育事務所に提出し、最終派遣決定とする。

各市町教育委員会 提出締切	前期	後期
	4月5日（水）	8月22日（火）

教育事務所提出締切	前期	後期
	4月12日（水）	8月29日（火）

- ④ 派遣後の報告について

派遣後に訪問期間中の結果をまとめて、派遣報告書（様式3）を、所管の教育委員会を通して教育事務所に提出するものとする。

※月ごとにまとめて翌月の10日までに所管の教育委員会に提出すること。

#### 4 派遣に係る留意事項について

- (1) 派遣申請に当たっては、教職員全員の共通理解を図ること。
- (2) 実施計画を変更する場合は、ただちに担当指導主事に連絡すること。
- (3) 派遣日には、授業等について ALT と授業者との協議の場を設定すること。